

施策等の案の名称 第4次御嵩町地域福祉計画（案）

意見等の提出期間 令和6年2月15日～3月5日

担当課 福祉課

提出された意見等の件数 9件

ページ	提出された意見等の概要	提出された意見等に対する町の考え方
3	「地域再犯防止推進計画」 → 「地方再犯防止推進計画」 (*再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定されている文言に修正することが適当と考えます。)	ご意見を踏まえ、「地方再犯防止推進計画」に修正します。
14	高齢者見守りネットワーク「ほっとねっと」を初めて知りました。(車に「ほっとねっと」と付いている車を見かけますが、何?と思っていました。)	御嵩町行方不明高齢者等SOSネットワーク「ほっとねっと」は、行方不明高齢者等の早期保護、事故防止をするため、警察、介護保険サービス事業所、医療機関等に迅速・正確に必要な情報を発信し、情報を共有するネットワークです。 また、捜索時だけでなく日常業務・日常生活を通じた見守りもしています。
17	災害時の要介護者に対する支援体制整備4事業者（7施設）はどこですか？	「社会福祉法人 慈恵会（特別養護老人ホーム さわやかナーシングみたけ、養護老人ホーム さわやか長楽荘、さわやかグループホームみたけ、さわやかデイサービスセンター伏見）」「めぐみの農業協同組合（JAめぐみのデイサービスセンターあんしんみたけ）」「メディカル・ケア・サービス株式会社（愛の家グループホームふしみ）」「DS TOKAI 株式会社（ショートステイ プルメリアⅢ）」の4事業者7施設です。その他町営2施設（老人憩いの家、あっと訪夢）が2次避難所として福祉避難所を開設します。

ページ	提出された意見等の概要	提出された意見等に対する町の考え方
32	移動・交通の利便性が低いは、大事な課題だと思います。	ご指摘のとおり、当町が抱える大事な課題であると認識しています。アンケート結果では、若干数値の良化が見られましたが、まだまだ取り組んでいく課題は多く、本計画における重点課題に設定しています。
33	<p>重点課題として、上位2つが突出しています。 20%以上は以下の4つです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①少子高齢化により地域の担い手、後継者が不足している</li> <li>②移動・交通の利便性が低い</li> <li>③地域の人たちの付き合いが希薄になっている</li> <li>④公園など子供の遊び場が少ない</li> </ul> <p>問題点に対する認識は書かれているが、残念ながら具体策の言及はない。</p> <p>これらの計画を踏まえ、具体化は執行部、予算編成でということと思うが、これはこれ、予算はこれと、連動がされているように見られない。</p> <p>この部分の計画実行のための、こういう予算というように、連動が分かる説明をお願いしたい。</p> <p>そうしないと、計画書は単なる計画、絵に描いた餅になってしまします。</p>	<p>地域福祉計画は福祉事業全般の方向性を打ち出すための理念計画として位置付けられています。</p> <p>そのため、この事業にこの予算が充てられているといった記載はしていません。個々の事業予算については、各事業担当部署が計画を立て、予算計上し、議会の議決を受け、執行することとなります。</p>

ページ	提出された意見等の概要	提出された意見等に対する町の考え方
37-	基本目標について、目標の達成状況が見える化できるよう に、御嵩町障がい者支え合いプランや可児市等の地域福祉計画 で定められているような数値による目標値を記載できる項目 がないか検討したらどうか。	地域福祉計画は福祉事業全般の方向性を打ち出すための理 念計画として位置付けられています。そのため、数値目標を設 定はしていません。「御嵩町障がい者支え合いプラン」は、地域 福祉計画で示す方向性等を勘案して策定される計画で、プラン のうち「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」については、根 拠法に目標やサービスの見込み量の設定が求められています。
48	自治会の現状を知ってもらって、自治会に入りやすい又は活 動に参加しやすい自治会機能になるように見直しを促すこと が必要と思われる。	自治会活動は、それぞれの自治会の状況や伝統によって行わ れており、行政から活動内容の見直しを促すものではないと考 えています。自治会活動の良い面をアピールし、加入促進と活 動の活性化につながるよう支援していきます。
49	国際交流に伴い、今後定住化する外国人が増加すると考えら れ、多文化共生に基づいた福祉活動の交流が必要と思われる。	ご指摘のとおり、多文化共生に基づいた福祉活動の交流が図 れるよう分け隔てなく多くの交流機会を創出していきたいと 考えます。
61	市町村計画 → 市町村計画（地方再犯防止推進計画） （＊再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定さ れている文言を付記（補足）することが適当と考えます。）	ご意見を踏まえ、「地方再犯防止推進計画」に修正します。

(ページは、パブリックコメント資料における該当ページです。)

黄色のマーキングは、案から変更となる箇所です。